



子供の手の届くところに、ライターを置かない。

幼い子供によるライターを使った火遊びが、重大な事故につながっています。ライターの保管には十分気をつけ、できれば、子供だけを置いて外出するのは避けましょう。



子供にライターを触らせたり、ライターで遊ばせたりしない。

お店にあるライターをおもちゃと間違え、いじっているうちに点火し、火傷する事故や、家庭にあるライターで遊んでいて点火し、火傷する事故も起きています。



子供でも簡単に操作できるライターを極力購入しない。

家庭には不要なライターをなるべく持ち込まないようにしましょう。また、ライターを購入する際は点火操作が複雑なものにしましょう。



理解できる年齢になったら、子供に火の怖さを教える。

家庭や学校または地域社会において、火遊びの危険性や適正な火の取り扱いについて教えることも必要です。



危険です!!

特に、幼い子供のいる家庭では、注意が必要です。

ライターの
取り扱いに
注意!



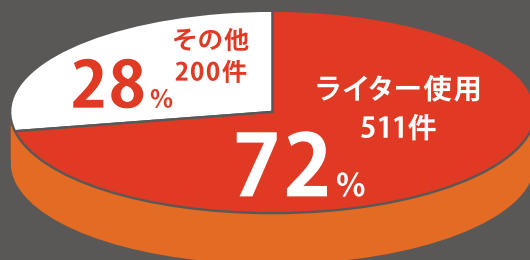
子供の火遊びに使用されているものは、7割以上がライターです。また、5歳未満の子供が、ライターで火遊びをした場合、8割以上という高い割合で死傷者が発生しています。

ライターの
取り扱いに
注意!



過去10年間の子供(12歳以下)の
火遊びによる火災件数

(平成11年~20年 東京消防庁管内)



出典:「火災の実態」(東京消防庁)



1歳と2歳の子供が死亡する悲しい
事故が起きています。

両親が外出中に、2歳の子供がライターで、室内に干してあった洗濯物に火をつけたため、出火



出典:「平成21年版 火災の実態」(東京消防庁)

事故を繰り返さないためにも、
気がついた点はすぐに申し出てください!

子供の事故は、どうしても、大人の管理責任と考えがちです。そして、事故にあってもどこにも言わないことがほとんどです。しかし、なぜそのような事故が起きたか、原因が解明され、改善がすすまないと、また同じような事故が起きてしまいます。

事故にあわれて、その事故が商品などに起因すると思われるときは、販売店・メーカーや消費生活センターなどの相談機関に申し出ましょう。

相談機関

◎ 東京都消費生活総合センター ◎ 最寄りの区市町村の消費生活センター



03-3235-1155

【受付時間】9:00~16:00



「くらしの安全情報サイト」を
ぜひ、ご活用ください!

くらしの安全情報サイトでは、商品・サービスを中心とした危害・危険・安全性といった情報を提供しています。(財)日本中毒情報センター、各PLセンター、区市町村の消費生活相談窓口等「くらしの安全相談窓口一覧」も掲載しております。



●「くらしの安全情報サイト」

<http://www.anzen.metro.tokyo.jp/>

このリーフレットの
お問い合わせ先

東京都生活文化スポーツ局 消費生活部生活安全課
電話:03-5388-3055(直通)

東京都

平成21年度
登録(21)54

R70
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用
石油系溶剤を含まないインキを使用